

地方独立行政法人運営の基本的な枠組み

種別	策定者	内容	議会の議決
中期目標	知事	好生館が達成すべき業務運営に関する目標 策定後、好生館に指示・公表	必要
中期計画	好生館	中期目標を達成するための計画	必要

- ① 設立団体の長が、3～5年の期間を定め、法人が達成すべき目標である「中期目標」を、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て設定。
- ② 法人は、中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、設立団体の長の認可を得る。
なお、認可に当たっては、議会の議決が必要。
- ③ 法人は、中期目標・中期計画に従い、自律性・自主性をもって法人を運営。設立団体は、法人の事業収入をもって充てることが適当でない経費等を「運営費負担金」として、負担。
- ④ 設立団体の長は、評価委員会の意見を聴きつつ、中期目標に照らして評価を実施。業務継続の必要性、組織の在り方等の検討を行う。

中期計画記載事項（地方独立行政法人法第26条第2項）

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦ 剰余金の使途
- ⑧ 料金に関する事項（法第83条第2項）
- ⑨ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

中期計画認可スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月
好生館へ 目標指示		県へ 計画認可申請	中期計画案に 対する意見 評価 委員会③	議案 提出	議決 計画 認可